

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
32	障害者総合支援給付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

清須市は、障害者総合支援給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

清須市長

公表日

令和7年3月21日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	障害者総合支援給付に関する事務
②事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健福祉法、児童福祉法、清須市身体障害者(児)補装具等自己負担金助成事業実施要綱及び清須市自立支援給付に関する規則の規定に基づき、障害福祉サービス等の相談、介護給付費等の支給に係る事務を行う。 業務の大まかな流れは、「各種サービス利用の相談→申請受理→(障害支援区分認定)→審査結果に応じたサービスの支給決定→サービス利用に係る給付費請求の審査・支払」となっており、各業務において、資格情報の照会、支給決定事務においては、所得情報の照会を行う。また、給費等の請求審査・支払業務においては支払情報の確認も行う。その他地域生活支援事業の相談・支給決定を行う。自立支援医療は、申請書の受理、所得状況等の確認、愛知県への進達、審査結果の受理、受給者証の交付等の事務を行う。 【特定個人情報ファイルを取り扱う業務】 ① 障害福祉サービス等の支給に係る相談事務 ② 補装具の支給に係る相談事務 ③ 障害支援区分認定調査の実施に係る事務 ④ 介護給付費等の請求審査事務 ⑤ 申請書や届出書に関する確認事務 ⑥ 愛知県への進達事務 ⑦ 支給決定状況・受給状況の確認事務 ⑧ 地域生活支援事業の支給決定及び請求支払事務 ⑨ 高額障害福祉サービス等給付費の支給に関する事務(対象者の確認等) ⑩ 障害支援区分認定等事務に必要な各種情報の照会事務
③システムの名称	障がい者福祉システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

障がい者福祉情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表117の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第60条
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下「主務省令」という。) 1. 情報提供の根拠 主務省令第2条の票の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報(障害者自立支援給付関係情報)」又は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報」が含まれる項(11、15、20、37、42、75、80、81、125、144、155、161の項) 主務省令第13条、第17条、第22条、第39条、第44条、第77条、第82条、第83条、第127条、第146条、第157条、第163条 2. 情報照会の根拠 主務省令第2条の表の第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務」または「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護医療費又は基準該当療養介護医療費の支給に関する事務」が含まれる項(146の項) 主務省令第148条

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 社会福祉課
②所属長の役職名	社会福祉課長
6. 他の評価実施機関	
愛知県	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	清須市 総務部 総務課 452-8569 愛知県清須市須ヶ口1238番地 問い合わせ先電話番号 052-400-2911
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	清須市 健康福祉部 社会福祉課 452-8569 愛知県清須市須ヶ口1238番地 問い合わせ先電話番号 052-400-2911
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なの情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [☐]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [☐]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [☐]接続しない(入手) [☐]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバーと登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット紹介を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、障害者総合支援給付に関する事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取り扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の破棄	

9. 監査		
実施の有無	☐ 〇 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	清須市側のシステムにおいては、情報提供ネットワークシステムで情報提供を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定しており、アクセス制限の所持者には、事務取扱担当者の研修において離席時のログアウト徹底を呼びかけており、監査も実施している。副本登録は自動連携により行うこととしているところ、当該サーバーにはアクセス制限を設定している。また、住民基本台帳事務における支援措置対象者等については、児童応答不可フラグを設定している。 また、マイナンバー登録事務は、「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の留意事項を遵守している。 これらの対策をこうじていることから、不正な提供が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	1. ②事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、清須市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成28年清須市規則第42号)に基づき、障害福祉サービス等の相談、介護給付費等の支給に係る事務を行う。 本事務における特定個人情報ファイルは以下の事務に使用している。 ①障害福祉サービス等の支給に係る相談事務 ②補装具の支給に係る相談事務 ③障害支援区分認定調査の実施に係る事務 ④介護給付費等の請求審査事務 ⑤申請書や届出書に関する確認事務 ⑥支給決定状況・受給状況の確認事務 ⑦地域生活支援事業の支給決定及び請求支払事務 ⑧高額障害福祉サービス等給付費の支給に関する事務(対象者の確認等) ⑨障害支援区分認定事務に必要な各種情報の照会事務	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健福祉法、児童福祉法、清須市身体障害者(児)補装具等自己負担金助成事業実施要綱及び清須市自立支援給付に関する規則の規定に基づき、障害福祉サービス等の相談、介護給付費等の支給に係る事務を行う。 業務の大まかな流れは、「各種サービス利用の相談→申請受理→(障害支援区分認定)→審査結果に応じた障害福祉サービスの支給決定→サービス利用に係る給付費請求の審査・支払」となっており、各業務において、資格情報の照会、支給決定業務においては、所得情報の照会を行う。また、給付費等の請求審査・支払業務においては支払情報の確認も行う。 その他地域生活支援事業の相談・支給決定を行う。 自立支援医療は、申請書の受理、所得状況等の確認、愛知県への進達、審査結果の受理、受給者証の交付等の事務を行う。 【特定個人情報ファイルを取り扱う業務】 ①障害福祉サービス等の支給に係る相談業務 ②補装具の支給に係る相談業務 ③障害支援区分認定調査の実施に係る業務 ④介護給付費等の請求審査業務 ⑤申請書や届出書に関する確認 ⑥愛知県への進達事務 ⑦支給決定状況・受給状況の確認 ⑧地域生活支援事業の支給決定及び請求支払業務 ⑨高額障害福祉サービス等給付費の支給に関する業務(対象者の確認等) ⑩障害支援区分認定等事務に必要な各種情報の照会	事後	年1回の見直しに係る修正
平成29年4月1日	4. ②法令上の根拠	別表第二の主務省令 第12,19,30,31,44条	別表第二の主務省令 第12,19,30,31,44,55条	事後	見直しによる修正
平成29年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署	社会福祉課長 福田 晃三	社会福祉課長 鹿島 康浩	事後	部署異動に伴うもの
平成29年1月10日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	452-8563 愛知県清須市清洲一丁目6番地1	452-8569 愛知県清須市須ヶ口1238番地	事後	庁舎移転に伴うもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年5月21日	I 関連情報 5評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	社会福祉課長 鹿島 康浩	社会福祉課長	事後	特定個人情報保護評価指針の改正に伴うもの
平成31年1月1日	IVリスク対策		IVリスク対策を追加	事後	特定個人情報保護評価指針の改正に伴うもの
令和2年10月1日	I 関連情報 7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求請求先	清須市 総務部 防災行政課 452-8569 愛知県清須市須ヶ口1238番地 問い合わせ先電話番号 052-400-2911	清須市 総務部 総務課 452-8569 愛知県清須市須ヶ口1238番地 問い合わせ先電話番号 052-400-2911	事後	
令和7年3月21日	IIしきい値判断項目 1対象人数	令和2年4月1日時点	令和6年10月1日時点	事後	
令和7年3月21日	IIしきい値判断項目 2取扱者数	令和2年4月1日時点	令和6年10月1日時点	事後	
令和7年3月21日	I 関連情報 3個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の84の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第60条	番号法第9条第1項、別表117の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第60条	事後	法令改正に伴うもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月21日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「番号法別表第二の主務省令」という。) 【情報照会の根拠】番号法別表第二の108,109,110の項番号法別表第二の主務省令第55条 【情報提供の根拠】番号法別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報」が含まれる項(16,26,56の2,57,87,116の項) 番号法別表第二の主務省令第12条,第19条,第30条,31条,第44条	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下「主務省令」という。) 1. 情報提供の根拠 主務省令第2条の票の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報(障害者自立支援給付関係情報)」又は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報」が含まれる項(11、15、20、37、42、75、80、81、125、144、155、161の項) 主務省令第13条、第17条、第22条、第39条、第44条、第77条、第82条、第83条、第127条、第146条、第157条、第163条 2. 情報照会の根拠 主務省令第2条の表の第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務」または「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護医療費又は基準該当療養介護医療費の支給に関する事務」が含まれる項(146の項) 主務省令第148条	事後	法令改正に伴うもの